八三を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二〇六を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一五四を、市場公募都市の平成二十四年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一二九を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一〇三を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇七七を、市場公募都市以外の市町村の平成二十四年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一五四を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一六を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇九〇を、市場公募都市の平成二十五年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇〇七七を、市場公募都市以外の市町村の平成二十五年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇〇九〇を、市場公募都市の平成二十六年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇〇二六を、市場公募都市以外の市町村の平成二十六年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇〇二六を、市場公募都市の平成二十七年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）

における市町村立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇〇三八を、市場公募都市の平成二十六年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇〇二六を、市場公募都市以外の市町村の平成二十六年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇〇一三を、市場公募都市以外の市町村の平成二十七年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇〇〇五を、市場公募都市の平成二十三年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇一九三一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇一七六五を、市場公募都市以外の市町村の平成二十三年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇一四四五を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇一七六五を、市場公募都市以外の市町村の平成二十三年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇一二七九を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇九五九を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇七二九を、市場公募都市の平成二十四年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇一二七九を、平成十四年度からの